

議案第22号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る中期目標を次のように定める。

地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る中期目標

前文

大阪の二つの工業系公設試験研究機関（以下「公設試」という。）の合併により、平成29年4月1日、大阪府及び大阪市が共同で設立する地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「新法人」という。）が第一歩を踏み出す。

新法人の前身である旧地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）と旧地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「市工研」という。）は、設立以来ともに一世紀前後にわたる長い歴史を有し、公設試として全国有数の実績をあげてきた。

とりわけ、産技研は機械・加工、金属、電気・電子等の分野を中心とした製品開発支援や製造支援に、市工研は化学、高分子、バイオ・食品、ナノ材料等の分野を中心とした研究開発支援や製品開発支援に強みを有し、それぞれが得意とする分野と支援領域を確立するとともに、持てる技術支援力と研究開発力を存分に発揮して、ものづくり中小企業の技術的課題の解決や大阪産業の技術の高度化に大きく貢献してきた。

大阪の中小製造業は、全国一の事業所数を誇り、輸移出に伴う経済・雇用への波及効果も高く、大阪の持続的な経済成長を支える中核となっているが、経済のグローバル化の進展による市場競争の激化や製品・技術のライフサイクルの短期化、少子高齢化の進展による内需の縮小など、ものづくり中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、その変化に対応し得る新たな技術・製品開発なしには、厳しい競争に打ち勝っていくことはできない。

大阪のものづくり中小企業が市場競争力を確保し持続的な発展を遂げていくために

は、新法人は、多様化・高度化する技術課題の解決をサポートしていくとともに、成長産業分野への参入や海外展開も見据えた研究開発に取り組むものづくり中小企業の“変革と挑戦”を強力にバックアップしていかなければならない。

そのため、新法人は、これまで産技研と市工研（以下「両研究所」という。）がそれぞれ培ってきた強みを損なうことなく、両研究所の得意な分野と得意な支援を合わせ、企業の開発ステージに応じた「研究開発から製造までの一気通貫の支援」や「利用サービスのワンストップ化」など、両研究所が統合することによって可能となる支援サービスの向上に着実に取り組んでいく必要がある。

さらには、大阪産業のさらなる飛躍に向けて、両研究所のそれぞれの強みやこれまで培ってきたネットワークを掛け合わせ、「産官学連携によるオープンイノベーションの推進」に取り組むほか、「成長分野の研究開発」や「国際基準対応の推進」に注力し、企業の成長・発展に積極的に貢献していかなければならない。

以上のとおり、新法人は、ワントップマネジメントのもと、産技研は和泉センターとして、市工研は森之宮センターとして、それぞれの特長を活かし支援機能を維持・向上させるとともに、両研究所の優れた技術力や強みを融合し、技術支援や研究開発のポテンシャルを高め、企業目線に立ったシナジー効果を発揮することで、大阪産業の成長を牽引する知と技術の支援拠点“スーパー公設試”を目指すものである。

併せて、新法人は、顧客満足度の向上による顧客拡大や効率的な業務運営によって得られる収益を次なる支援機能へと投資し、企業に還元する好循環の運営を目指すこととする。

新法人が大阪における技術支援機関の要として、時代の変化に対応しつつ、将来にわたり、その役割と機能を果たしていくため、この中期目標を定め、新法人に指示する。

第1 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 中小企業の成長を支えるための多様な技術分野における技術支援

ものづくり企業の多様な技術ニーズに柔軟かつ的確に対応し、質の高いきめ細やかなサービスを提供していくため、新法人が有する経営資源を活かして、技術相談をはじめ依頼試験、設備機器の開放、受託研究など、技術支援のフルメニューを提供するとともに、顧客の満足度の向上のため、支援サービスの改善等に不断に取り組む。

(1) 多様なニーズに応える技術相談の充実

企業の課題解決のために行う様々なサービスの入口となる技術相談については、公設試が担う重要な任務であるとの認識の下、利用者の利便性の向上のため、多様な相談機会を提供する。

技術相談に当たっては、相談内容に応じた適切なサービスにつなぐことができるよう、顧客の満足度を把握・検証し技術相談等の業務にフィードバックするなど、課題解決力のさらなる向上に取り組む。

(2) 多様な技術分野における高度な依頼試験の提供と設備機器の開放

製品の品質・性能証明や事故原因究明などの技術的課題の解決、高品質、高性能、高い安全性などの付加価値の高いものづくりを支援するため、企業ニーズが高く、中小企業が単独で導入することが困難なものを中心に設備機器を充実させるとともに、信頼性のある精度の高い試験結果を提供する。

また、依頼試験、設備機器の開放、受託研究などの支援サービスの利用拡大につなげるため、新法人が保有する設備機器と技術の見える化を推進するとともに、研究員の知見等を活かした技術的アドバイスを効果的に行い、利用企業にとって付加価値の高いサービスを提供する。

(3) 国際競争力の強化に向けた中小企業の海外展開支援

ものづくり中小企業が海外市場に進出するに当たっては、取引相手国・地域

の規格に適合する製品づくりが重要となることから、国際規格に対応した性能評価試験を実施し、国際基準に基づく認証取得を後押ししていく。

そのため、森之宮センターにおいて、LED電球に関する性能評価試験を実施するとともに、和泉センターには、国際規格に対応する新たな電波暗室を整備するなど、電子・電気分野の海外展開を支援する。

また、他の支援機関や認証機関等と連携し、関連のセミナーや相談会を開催するなど、企業の海外展開を多面的に支援していく。

(4) 多様な企業ニーズに応える受託研究の推進

中小企業の製品開発や困難な技術的課題の解決等の依頼に最大限応えることで、新法人の研究成果や技術ノウハウ等の技術シーズの橋渡しを行うとともに、受託研究終了後も企業に対する製品化を目指したフォローアップ業務に取り組む。

(5) 高い知的財産力を活かした企業支援の実施

ものづくり中小企業の市場競争力の強化や付加価値の高いものづくりを促進するため、企業における実用化・製品化に向けた技術移転を見据え、研究開発による成果の知財化（知的財産権の取得）を推進する。

また、知的財産の権利化と標準化・秘匿化を組み合わせるなど、知的財産を適切に保護・活用することにより、共同研究の獲得やものづくり中小企業の市場の開拓・確保に寄与していく。

(6) インキュベーション施設を活用した起業・第二創業の支援

インキュベーション施設の入居企業に対し、新法人が有するノウハウや設備機器等の経営資源を最大限利用した技術支援を行うほか、様々な支援機関等と連携して経営支援等を行うなど、起業や第二創業を目指す入居企業の事業化・実用化を効果的に支援する。

2 高度化する企業の技術開発・製品開発に伴走する企業支援研究等の推進

企業の高度な技術的課題の解決や製品開発に貢献するため、企業と共に研究テ

ーマを設定し、新法人が保有する知識や技術シーズを活かし、企業と一体となって様々な課題に応じた企業支援研究（高度受託研究、共同研究）等を推進する。

3 大阪産業の持続的発展のための研究開発の戦略的展開

ものづくり中小企業が付加価値の高い技術・製品を生み出すための技術開発はもとより、今後成長が見込まれる産業分野等の研究開発に取り組み、大阪産業の持続的発展に寄与していく。

そのため、中小企業等への成果の普及と研究所自らが高度な研究レベルを維持・向上していくため、技術シーズの蓄積と将来の発展が予想される技術分野の支援力の強化に資する基盤研究に取り組むとともに、基盤研究から得られた成果や技術シーズを事業化・製品化が可能なステージへと発展させるための段階的な研究開発（発展研究）を推進する。

また、それらの研究成果をベースに、大阪発の新産業の創出を目的とする異分野・技術を融合した研究開発（プロジェクト研究）に取り組むなど、成長分野の研究開発を視野に入れた戦略的な研究開発を推進していく。

(1) 多様な企業の成長を支える基盤研究の推進

企業の多様な技術的課題の解決に必要な技術シーズの蓄積と将来の発展が予想される技術分野の支援力の強化に資する基盤研究を推進する。基盤研究を実施するに当たっては、大学等との連携研究や競争的外部資金の獲得による特別研究として行うなど効果的に取り組む。

(2) 実用化・技術移転を目指す発展研究の推進

基盤研究で得られた成果の企業への技術移転を加速させ、実用化・製品化に結びつけるため、発展研究を推進する。発展研究を実施するに当たっては、市場性等を十分に吟味してテーマ選定を行うなど戦略的に取り組む。

(3) 大阪発の新産業の創出を目指すプロジェクト研究の推進

発展研究で得られた成果等をベースに、企業や大学、他の研究機関との連携等により、異分野・技術を融合したプロジェクト研究を推進する。

プロジェクト研究を実施するに当たっては、「大阪の成長戦略」に定める新エネルギーやライフサイエンス等の成長分野や先端技術分野等を対象に、戦略的・集中的に取り組むべき研究テーマを選定する。

また、研究開発に当たっては、理事長によるワントップマネジメントの下、新法人が有する人材や設備機器、知的財産等の経営資源を効果的に活用するとともに、大阪・関西に集積する関連企業や大学等とのネットワークを活かし戦略的に取り組んでいく。

4 大阪産業を支える技術人材の育成

ものづくり中小企業にとって、技術人材の育成は、技術力の維持・向上や円滑な事業承継の観点からも重要であることから、産業界や個々の企業ニーズを踏まえつつ、新法人が有する知見やノウハウ、施設等を一体的に活用して技術人材の育成を支援するとともに、関係機関と連携して次世代の技術人材の育成に取り組む。

(1) 企業が求める技術人材の育成

企業の技術力の維持・向上のため、新法人が有する技術力や研究開発等を通じて蓄積した知見やノウハウ等を活用し、レディメイド型の技術者研修や企業等の要望に合わせて実施するオーダーメイド型の技術者研修を実施するなど、中小企業が求める技術人材の育成を支援する。

(2) 関係機関との連携による次世代の産業人材等の育成

多面的に企業の技術力の維持・向上を支援するため、大学や工業高等専門学校等と連携し、次世代の産業人材の育成に積極的に取り組む。

また、大学や工業高等専門学校等からインターンシップの学生を受け入れるなど、大阪産業を支える人材の育成に貢献する。

5 顧客満足度を高める事業化までの一気通貫の企業支援

研究開発から製品開発、製造までの一気通貫の技術支援に取り組むとともに、企業や大学、研究機関等との豊富なネットワークを活かし、人材や知識、資金を

結集した場を形成することなどによって、オープンイノベーションの取組を推進していく。

また、市場情報の収集などの技術支援の前段階から販路開拓などの技術支援の後段階に至る事業化までの支援について、様々な支援機関等と連携し取り組む。

(1) 一気通貫支援の充実強化に向けた産学官連携の推進

新法人は、研究開発から製品開発にかけての川上の支援と、製品開発から製造までの川下の支援を融合することにより、開発ステージの川上から川下までを一気通貫で支援していく。

新法人が有する豊富なネットワークを活かし、新法人の技術シーズと企業や大学、研究機関それぞれが有する知識や技術を共有し、共同で研究開発等に取り組むオープンイノベーションの取組を積極的に推進していく。

また、多様な支援機関等との連携により、“売れる”製品づくりのためのデザインや販路開拓などの支援まで、技術支援の枠を超えて、事業者のフェーズに応じた的確かつタイムリーな支援を提供する。

(2) ワンストップ化、スピード化による顧客サービスの向上

和泉・森之宮両センターにおける相談や利用申請の一元化を行うとともに、両センターの設備機器の一体的な活用による総合的な製品評価の実施や顧客データベースの有効活用などにより、利用サービスのワンストップ化・スピード化を実現し、顧客サービスを更に向上させる。

(3) 企業支援のための情報収集・分析と積極的な情報発信

企業支援に向けた効果的な研究活動を推進するため、企業ニーズや産業界の技術動向等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、その分析に取り組む。

また、研究成果や研究の過程で得られた知見について、学会等での発表や研究論文の発表等に積極的に取り組み、成果を普及させるとともに、産業界に還元するため、セミナーや展示会、インターネット等を活用した積極的な情報発信に取り組む、研究所の利用促進につなげる。

(4) ネットワークの構築による企業支援の強化

技術面はもとより、販路開拓や経営面も含めた企業の様々な課題に的確に対応した、きめ細やかな支援を行うため、大学や他の研究機関、産業支援機関、金融機関、行政等との多様で幅広いネットワークを構築し、それらの機関との積極的な連携のもと、中小企業に対する支援機能を強化する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 自主的・自律的な組織運営

企業メリットを最大化するため、柔軟で機動性の高い組織体制を整備するとともに、効果的・効率的な利用者サービスが継続的に提供できるよう、自主的・自律的な組織運営を行う。

(1) 企業の利用メリットを最大化するための機動性の高い組織体制

地方独立行政法人の持つ機動性や柔軟性を十分に発揮し、社会経済情勢や中小企業のニーズの変化等に対して柔軟かつ迅速に対応していくため、利用サービスのワンストップ化等のための顧客サービス部門の機能整備、プロジェクト研究のための組織横断的なプロジェクトチームや、外部の支援機関等との連携を推進するための組織の設置など、企業の利用メリットを最大化するための組織体制を構築する。

(2) 適正な組織運営

技術支援事業と研究開発事業、その他の事業のバランスを取り、質の高いサービスを継続的に提供できるよう、PDCAサイクルを実践するなど、自律的な組織マネジメントを行う。

2 業務運営の継続的向上のための取組

ものづくり中小企業に対し、技術面における効率的、効果的な支援を継続的・安定的に実施できるよう、研究開発の成果の適切な評価や機器・技術支援施設の効率的な整備など、業務内容等の改善に不断に取り組む。

(1) 業務の効率化

限られた経営資源を最大限に活かすため、業務内容や事務手続の点検を行うとともに、必要性等を慎重に検討した上で、外部委託や外部人材を活用するなど、絶えず業務改善に取り組み、効率的・効果的に業務を遂行する。

(2) 研究開発成果の評価と共有

効率的・効果的な研究開発を行うため、研究開発成果の評価を行い、その後の研究を実施する上での指針にフィードバックする。また、評価結果は技術支援業務にも活かすため、役職員が共有する。

(3) 機器・技術支援施設の効率的な整備

企業ニーズ等に的確に対応するため、投資効果を優先しつつ、公設試として不可欠な機器・技術支援施設を効率的に整備する。

3 優れた職員の確保と能力向上に向けた取組

研究所の最大のリソースは職員であることを基本に、優れた職員を確保し、継続的にレベルアップできる環境を整備していく。

(1) 計画的・戦略的な職員の確保・育成

企業への質の高い技術支援を継続していくため、中長期的な視点に立ち、優秀な職員を計画的に確保・育成する。

多様な視点を取り入れた研究や支援業務を行う上で、男女を問わず優秀な人材を積極的に活用するとともに、研究者・技術者が広く活躍できるよう環境整備を行う。

また、高い技術力と中小企業支援に関して広い視野を持った職員を育成するため、組織的な取組や自己研さんの取組を推進する。

(2) 職員の意欲の喚起

職員の能力と勤務意欲を向上させ、組織の活性化につなげるため、人事評価を適切に運用するとともに、職員自らの能動的な意識改革が進むよう環境を整備する。

4 情報システム化の推進

事務処理の効率化だけでなく、利用者サービスの向上のため、顧客データベースなどの情報システムの整備を進め、支援情報の共有化や電子化を推進する。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 事業収入の確保

満足度の向上により顧客を拡大し、それにより得た収益を、支援機能の強化に投資し、企業に還元するという、好循環の運営をめざす。

企業ニーズに対応した質の高いサービスを安定して継続的に提供できるよう、競争的外部資金等の外部資金を積極的に獲得することなどにより、事業収入を確保する。

2 財務基盤の強化と予算の効率的な執行

企業ニーズに柔軟に対応した支援業務を継続できる健全な財務運営を堅持するため、セグメントごとの収支バランスを考慮するなど、効果的な予算執行や契約の運用を行う。

剰余金については、企業サービスの向上を第一に、研究開発の推進、設備の充実、事業の拡充など、必要性和実効性を精査し、有効に活用する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設の計画的な整備及び活用等

施設を良好かつ安全な状態に保持し、業務を円滑に実施するため、建物の改修計画を策定し、計画的な整備を行う。

また、財産を効率的・効果的に経営や業務に活かすため、土地・建物は適正に管理するとともに、有効に活用する。

2 利用者の安全確保と職員の安全衛生管理

顧客へ良好かつ安全な利用環境を提供できるよう、また、職員が快適かつ安全

な労働環境で業務に従事できるよう、安全対策と事故防止、事故発生時の対応を徹底する。

また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるよう対策を講じる。

3 危機管理対策の推進・BCPの策定

震災の発生や新興感染症の流行などによるリスクを最小限とするため、BCP（事業継続計画）を策定し、危機事象発生時の迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者を明確化するとともに、定期的に訓練を実施する。

4 社会的責任の遂行

公共性を有する法人として、公正かつ適切な活動を通じ社会的責任を遂行する。

(1) 情報公開の徹底

運営状況の一層の透明性を確保するため、経営情報等の公開を徹底する。

(2) 個人情報保護と情報セキュリティ

顧客の権利利益を保護するため、個人情報及び企業活動に関する情報管理を厳正に取り扱い、情報管理を徹底する。

(3) コンプライアンスの徹底

法令遵守を徹底し、職務執行に対する中立性と公平性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を執行する職場環境を整備する。

(4) 適切なリスク管理

法人運営上のリスクを多面的に調査・検討し、適切にリスク管理を行う。

(5) 環境に配慮した業務運営

環境への負荷を低減するため、環境に配慮した取組を推進する。

平成29年 2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪産業技術研究所に係る中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。